

令和5年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告します。

令和5年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率報告書

・健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
判断比率	—	—	5.4	6.7
早期健全化基準	14.33	19.33	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

・資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
下水道事業会計	—
経営健全化基準	20.00

令和6年9月2日提出

二宮町長 村田 邦子